

○国土交通省告示第九百六十四号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十二条第一項第三号、第四十六条第三項、第八十条の二第一号並びに第八十一条第二号イ及び第二号イ並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示
（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。）

第一条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第十二に定め、建築基準法施行令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十四にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上安全性を確かめることができると認め、同項第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等算と同等以上に安全性を確かめることができると認める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）又は木質プレハブ工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で作成することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十まで、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸心材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸心材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸心材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸心材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸心材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸心材料をいう。以下同じ。）、木質複合軸心材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸心材料をいう。以下同じ。）並びに第二号イ及び第二号イに掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二十三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認める。

第二材料
一（略）

第二材料
一（略）

三 次のいずれかに該当するものうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第三十七条第一号の規定に適合するもの(トに該当するものに限る。)若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。)第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したのものについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。

イ・ロ (略)

ハ 木質接着成形軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。第四第九号へ及び第十第二項第一号において同じ。)

二 木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。第四第九号へ及び第十第二項第一号において同じ。)

ホ 木質断熱複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。)

ヘ 木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。第四第九号二及び第七第十二号において同じ。)(床版又は屋根版に用いる場合に限る。)

ト (略)

四 (略)

第四 床版

一・二 (略)

三 床根太相互及び床根太と側根太との間隔(以下「床根太間隔」という。)

四 (略)

四・五 (略)

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。)

又はMDFとしなければならない。ただし、床根太間隔を五十七センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級(床根太間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級)のものに限る。)

又はMDFと、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

三 次のいずれかに該当するものうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第三十七条第一号の規定に適合するもの(トに該当するものに限る。)若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したのものについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。

イ・ロ (略)

ハ 木質接着成形軸材料

二 木質複合軸材料

ホ 木質断熱複合パネル

ヘ 木質接着複合パネル

ト (略)

四 (略)

第四 床版

一・二 (略)

三 床根太相互及び床根太と側根太との間隔(以下「床根太間隔」という。)

四 (略)

四・五 (略)

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板(以下「構造用合板等」という。)、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。)

としなければならない。ただし、床根太間隔を五十七センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級(床根太相互又は床根太と側根太との間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級)のものに限る。)

と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）と土台又は頭つなぎ（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。）とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならぬ。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、この限りでない。

イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合

ロ 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

（表 略）

八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

イ 八 （略）

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ 七 十 （略）

十 前二号に掲げるもののほか、大引き又は床つかを用いる場合において、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）によって生ずる応力度が、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は適用しない。

第五 壁等

（削る）

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁（常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）をいう。）によって生ずる応力度が、当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものに限る。）を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

二・三 （略）

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）と土台又は頭つなぎ（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。）とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならぬ。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

（新設）

（新設）

（表 略）

八 次に掲げる場合において、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

イ 八 （略）

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ 七 十 （略）

十 前二号に掲げるもののほか、大引き又は床つかを用いる場合において、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）によって生ずる応力度が、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は適用しない。

第五 壁等

（削る）

一 耐力壁は、外壁又は間仕切壁のそれぞれについて、木質接着複合パネルを使用するものとこれ以外の工法によるものとを併用してはならない。

二 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁（常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）をいう。）によって生ずる応力度が、当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものに限る。）を設ける場合においては、当該耐力壁にかえて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

三・四 （略）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

表一

材 料	構造用合板若しくは化粧 ばり構造用合板(合板の 日本農林規格(平成十五 年農林水産省告示第二 百三十三号。以下「合板規 格」という。)に規定する 特類又は一類(屋外に面 する部分(防水紙その他 これに類するもので有効 に防水されている部分を 除く。))又は湿潤状態とな るおそれのある部分(常 時湿潤状態となるおそれ のある部分を除く。)に用 いる場合は特類に限る。 をいう。以下「構造用合 板等」という。)のうち厚 さ七・五ミリメートル以 上の一級若しくは厚さ九 ミリメートル以上の二 級、構造用パネル(構造 用パネルの日本農林規格 (昭和六十二年農林水産 省告示第三百六十号。以 下「構造用パネル規格」 という。)に規定する一 級、二級、三級又は四級 をいう。表二(四)及び(五) において同じ。)、ハード ボード(JIS A五九 〇五(繊維板)一・一九九 四に規定するハードファ イバーボードの三五タイ プ又は四五タイプをい う。以下同じ。)のうち厚 さ七ミリメートル以上の もの又はパーテイクル ボード(JIS A五九	くぎ又はねじ の種類	くぎ又はね じの本数	くぎ又はね じの間隔	耐 力 壁 の 種 類	倍 率 三
		緊結の方法	壁材の外周 部分は十七 センチメー トル以下、そ の他の部分 は二十セン チメートル 以下			

表二

区 域	特定行政庁がその地方における過去の風 の記録を考慮してしばしば強い風が吹く と認めて規則で指定した区域	見付面積に乗ずる数値(単位 一平方 メートルにつきセンチメートル)	五〇を超え、七五以下の範囲において 特定行政庁がその地方における風の状 況に応じて規則で定めた数値	五〇	この表において、屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三十度を超える建築物又は雪 下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直積雪量をそれぞれ次のイ又 はロに定める数値とみなして(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場 合において、垂直積雪量がメートル未満の区域における建築物とみなされるものについ ては、平屋建て建築物にあつては二五と三九とを、二階建ての建築物の一階にあつては四 三と五七とを、一階建ての建築物の二階にあつては三三と五一とを、三階建ての小屋裏利 用建築物の一階にあつては五二と六六とを、三階建ての小屋裏利用建築物の二階にあつて は四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階にあつては六〇と七四とを、三階建ての建築 物の二階にあつては五一と六八とを、三階建ての建築物の三階にあつては三五と五五とを それぞれ直線的に延長した数値とする。 イ 令第八十六条第四項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乗じた数値(屋根の勾配 が六十度を超える場合は、〇) ロ 令第八十六条第六項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値	多雪区域にお令第八十六 条第一項に 規定する垂 直積雪量 (以下単に 「垂直積雪 量」とい う。)が一 メートルの 区域におけ るもの	二五	四三	三三	五二	四二	六〇	五一	三五

<p>(四) 構造用せっこうボードB種 (JIS A六九〇一) (せっこうボード製品) 二〇〇五に規定する構造用せっこうボードB種を</p>	<p>(三) 構造用せっこうボードA種 (JIS A六九〇一) (せっこうボード製品) 二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(二) 構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>〇八 (パーティクルボード) 一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一〇タイプ、一七・五一一〇・五タイプ又は三〇一五タイプをいう。以下同じ。若しくはMDF (JIS A五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定するMDF三〇 (Mタイプ、Pタイプ) 又は二五タイプ (Mタイプ、Pタイプ) をいう)のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>GNF四〇 SF四五 WTSN DTSN</p>	<p>GNF四〇 SF四五 WTSN DTSN</p>	<p>CN五〇 CNZ五〇 BN五〇</p>	
<p>壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	
<p>一・五</p>	<p>一・七</p>	<p>二・五</p>	

○

○

▷

(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	
<p>(一)から(八)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>シーリングボード (JIS A 五九〇五 (繊維板) 一一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>せっこうボード (JIS A 六九〇一 (せっこうボード製品) 一一二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>強化せっこうボード (JIS A 六九〇一 (せっこうボード製品) 一一二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>フレキシブル板 (JIS A 五四三〇 (繊維強化セメント板) 一一二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。)のうち厚さ六ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>いう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
種類	SN 四〇	GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN	GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN	GNF 四〇 SF 四五	
この本数					
この間隔	<p>(一)から(八)までの間隔は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下</p>	<p>は二十センチメートル以下</p>
この数値と	—	—	—	一・三	一・五

<p>この式において、α_0、L_0及びH_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_0 = 3.5 \times L_0 / H_0$</p> <p>$\alpha_0$ 倍率の欄の数値に乘ずる値</p> <p>L_0 筋かいの水平投影長さ(単位 ミリメートル)</p> <p>H_0 横架材の上端の相互間の垂直距離(単位 ミリメートル)</p>	<p>一 この表において、SF四五、CN五〇、CN六五、CNZ五〇、CNZ六五、BN五〇、BN六五、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八(くぎ)―二〇〇五に規定するSF四五、CN五〇、CN六五、CNZ五〇、CNZ六五、BN五〇、BN六五、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二(十字穴付き木ねじ)―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五(ドリリングタップピンねじ)―二〇〇三に適合するドリリングタップピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。表二において同じ。</p> <p>二 (ナ)に掲げる耐力壁にあつては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一箇所当たり千百ニュートン以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。</p> <p>三 (ナ)に掲げる耐力壁にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によつて計算した数値(当該数値が一を超える場合にあつては、一)を乗ずることとする。</p>	<p>(ト) (一)から(カ)までに掲げる耐力壁と(ナ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁の種類</p>	<p>(チ) 厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁</p>	<p>(一)から(カ)までの数値との和(七)を超えるときは、七)</p>	
		<p>(一)から(ナ)までのそれぞれの</p>	<p>CN六五 CNZ六五</p>	<p>下枠、たて 枠及び上枠 二本</p>	<p>〇・五</p>
		<p>(一)から(ナ)までのそれぞれの本数</p>	<p>下枠、たて 枠及び上枠 三本</p>	<p>―</p>	<p>―</p>
		<p>(一)から(ナ)までのそれぞれの</p>	<p>(一)から(ナ)までの数値との和(七)を超えるときは、七)</p>	<p>―</p>	<p>(一)から(カ)までの数値との和(七)を超えるときは、七)</p>

(八)	(七)	(六)	(五)
<p>構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボード又はMDFのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの、構造用パーティクルボード、構造用MDF又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>CN五〇 CNZ五〇 BN五〇</p>	<p>CN五〇 CNZ五〇 BN五〇</p>	<p>CN五〇 CNZ五〇 BN五〇</p>	<p>CN六五 CNZ六五</p>
<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>
<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、それ以外の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>
<p>二・五</p>	<p>三</p>	<p>三・五</p>	<p>三・六</p>

(㉔)		(㉕)	(㉖)	(㉗)	(㉘)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁		構造用せつこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用せつこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	バルブセメント板（JIS A 五四一四（バルブセメント板）―一九九三に規定する一・〇板をいう。）のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
BN五〇	CN五〇 CNZ五〇	DTSN WSN SF四五 GNF四〇	DTSN WSN SF四五 GNF四〇	SF四五 GNF四〇	GNF四〇 SF四五
下枠、たて 枠及び上枠 三本	下枠、たて 枠及び上枠 二本				
		壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下
一・五		一・五	一・七	二	二

(カ)		(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁		シーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
BN五〇	CN五〇 CNZ五〇	SN四〇	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN
下枠、たて 枠及び上枠 三本	下枠、たて 枠及び上枠 二本				
		壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
〇・五		—	—	—	一・三

(一)	準耐力壁等の種類	倍率	(一)から(イ)まで、(ロ)若しくは(ハ)又は表二の(一)から(イ)まで、(ロ)若しくは(ハ)の材料の欄に掲げる材料を、表一又は表二の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた間仕切壁	表一又は表二の倍率の欄に掲げる数値に〇・六を乗じて得た数値	(イ)から(イ)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(イ)までのそれぞれの種類	(一)から(イ)までのそれぞれの数の本数	(一)から(イ)までのそれぞれの間の	(一)から(イ)までの数値と(一)から(イ)までの数値との和(七を超えるときは、七)
(二)	<p>一 (イ)に掲げる耐力壁にあつては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一箇所当たり千百ニュートン以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。</p> <p>二 (ロ)に掲げる耐力壁にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値(当該数値が一を超える場合にあつては、一)を乗ずることとする。</p> $\alpha = 3.5 \times L_d / H_0$ <p>(この式において、α、L_d及びH_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>α 倍率の欄の数値に乘ずる値</p> <p>L_d 筋かいの水平投影長さ(単位 ミリメートル)</p> <p>H_0 横架材の上端の相互間の垂直距離(単位 ミリメートル)</p> <p>三 二以上の項に該当する場合は、これらのうち倍率の欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。</p>				(一)から(イ)までに掲げる耐力壁	(一)から(イ)までのそれぞれの種類の	(一)から(イ)までのそれぞれの数の本数	(一)から(イ)までのそれぞれの間の	(一)から(イ)までの数値と(一)から(イ)までの数値との和(七を超えるときは、七)
(三)					厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	BN六五	下枠、たて 枠及び上枠 三本		〇・五

表三

(一)	表一の(一)、(二)、(六)若しくは(七)又は表二の(一)から(六)まで、(八)若しくは(九)の材料の欄に掲げる材料を、表一又は表二の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片面に高さ三十六センチメートル以上となるように打ち付けた垂れ壁及び腰壁（壁の高さが横架材間内法寸法の十分の八未満である場合にあつては、当該壁の長さは二メートル以下とし、かつ、両側の耐力壁の枠組のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた壁を有するものとする。）	表一又は表二の倍率の欄に掲げる数値に〇・六を乗じて得た数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値
(二)	(一)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(一)の数値の二倍（当該数値が三を超える場合は三）
(三)	(二)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(二)の数値の二倍
(四)	一 この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあつては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする。 二 (一)又は(二)の倍率の欄に掲げる数値が一・五を超える場合にあつては、当該準耐力壁等の周辺を有効に補強しなければならない。	

表四

区 域	見付面積に乘ずる数値（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）
(一) 特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定した区域	五〇を超え、七五以下の範囲において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定めた数値
(二) (一)に掲げる区域以外の区域	五〇

五 (略)

六 外壁の耐力壁線相互の交さる部分（以下「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

七 十三 (略)

十四 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(表 略)

七 十六 (略)

外壁の耐力壁線相互の交さる部分（以下この号及び第十号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(表 略)

十五 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることができる。

第七 小屋組等

一 (略)

二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、たるき相互の間隔を一メートル以下とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

三・四 (略)

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、たるき又はトラスと次に掲げる部材のいずれか金を物で構造耐力上有効に緊結する場合には、この限りでない。

イ 上枠（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。）

ロ 上枠及び天井根太（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と天井根太とを緊結する場合に限る。）

六・七 (略)

八 屋根版に使用する屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）又はMDFとしなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）、MDF又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のもに限る。）とすることができる。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ（第五第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。以下この号において同じ。）又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。

イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合

十六 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第二号及び第四号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることができる。

第七 小屋組等

一 (略)

二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。

三・四 (略)

五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。ただし、たるき又はトラスと次に掲げる部材のいずれか金を物で構造耐力上有効に緊結する場合には、この限りでない。

イ 上枠（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。）

ロ 上枠及び天井根太（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と天井根太とを緊結する場合に限る。）

六・七 (略)

八 屋根版に使用する屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）、又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のもに限る。）とすることができる。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該上枠。以下この号において同じ。）又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(新設)

ロ 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

(表 略)

十 十四 (略)

第八 防腐措置等

一 三 (略)

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五 六 (略)

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。

一 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

二 四 (略)

五 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。

第十 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次の各号に定める基準に従つた構造計算とする。

一 令第八十二条の六に定めるところによること。

二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、次の表に定める応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

垂れ壁の有無	応力割増し係数			
	横架材	耐力壁の両端部の引張接合部	耐力壁のたて枠	上に掲げる部分以外の部分
垂れ壁がある場合	二・二	一・五	一・四	一・〇
垂れ壁がない場合	二・三	一・四	一・四	一・〇

三 第九第二号及び第三号に定めるところによること。

2 前項に定める基準に従つた構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用する。

一 耐力壁の上部に設ける端根太及び側根太には、厚さ八十九ミリメートル以上の構造用集成材(集成材規格第五条に規定する構造用集成材をいう)、木質接着成形軸材又は木質複合軸材を使用し、床根太、耐力壁の上枠又は頭つなぎ及び床材に構造耐力上有効に緊結すること。

(新設)

(表 略)

十 十四 (略)

第八 防腐措置等

一 三 (略)

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五 六 (略)

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。

一 令第八十二条各号に定めるところによること。

二 四 (略)

五 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によること」と読み替えるものとする。

(新設)

二 耐力壁の両端部の周囲の部材の種類及び配置を考慮して、当該耐力壁の頂部又は脚部に生ずる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめること。

三 耐力壁の壁材は、構造用合板、化粧張り構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、構造用パーティクルボード、MDF又は構造用MDFとすること。

第十一 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 第十項に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一（地階を除く階数が六以下である場合に限る）、第三第二号、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る）、第三号（床根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第七号、第五第四号、第五号、第六号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第八号から第十一号まで及び第十四号並びに第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号の規定は適用しない。

二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）、第三号（床根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）、及び第七号、第五第四号、第五号、第六号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第八号、第九号、第十一号及び第十四号並びに第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号の規定は適用しない。

イ・ロ（略）

ハ 地階を除く階数が三である建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものであつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめること。ただし、令第八十二条の六第二号イに定めるところにより各階の剛性を計算し、それぞれ十分の六以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$R = n/\bar{n}$$

この式において、 R_i 、 n_i 及び \bar{n} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_i 各階の壁量充足率比

n_i 各階の壁量充足率（第五第四号に規定する存在壁量を同号の必要壁量で除した数値をいう。）

\bar{n} 当該建築物についての相加平均

三 前号イ及びハに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第三号（床根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）、及び第七号、第五第四号、第八号、第九号及び第十四号並びに第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号の規定は適用しない。

第十二 規則第八条の三に規定する技術的基準に適合する構造方法

規則第八条の三に規定する技術的基準に適合する構造方法は、第四及び第五に定める技術的基準に適合するものとする。

第十三・第十四（略）

第十一 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

（新設）

一 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）、及び第七号、第五第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。

イ・ロ（略）

（新設）

二 第九第一号及び第二号に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四第三号（床根太相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）、及び第七号、第五第五号、第九号、第十一号及び第十五号並びに第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号の規定は適用しない。

（新設）

第十一・第十二（略）

（柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件の一部改正）

第二条 柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

改正後

第二令第四十二条第一項第三号に規定する柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめる方法は、次のいずれかに定めるものとする。

一 (略)

二 昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の存在壁量に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項第一号の規定による必要壁量以上であること並びに百二十ミリメートルの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値	低減係数		
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階
一・〇以下の場合	一・〇	一・〇	一・〇
一・〇を超え、一・五以下の場合	一・〇	一・〇	〇・九
一・五を超え、三・〇以下の場合	〇・六	〇・九	〇・五

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、低減係数に次の式によって計算した数値を乗ずることとする。

$$\beta = 3.2/H$$

この式において、 β 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

β 低減係数に乘ずる数値

H 階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（単位：メートル）

（床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部改正）

第三条 床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六條第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。
一 (略)

改正前

第二令第四十二条第一項第三号に規定する柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめる方法は、次のいずれかに定めるものとする。

一 (略)

二 令第四十六條第四項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の軸組の長さの合計に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項の規定による各階の床面積に同項の表二の数値（特定行政庁が令第八十八條第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、同表の数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上であること並びに百二十ミリメートルの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値	低減係数		
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階
一・〇以下の場合	一・〇	一・〇	一・〇
一・〇を超え、一・五以下の場合	一・〇	一・〇	〇・九
一・五を超え、三・〇以下の場合	〇・六	〇・九	〇・五

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六條第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。
一 (略)

二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十里メートル以上の板材をJIS A五五〇八（くぎ）一〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。

イ・ロ（略）

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第一各号に定める軸組及び令第四十六條第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第三第一項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及びび二において同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i)（略）

(ii) 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さ）に告示第千百号第二各号に定める当該耐力壁の倍率の値を乗じて得た値をいう。）を有する平面上の線

この式において、 l 、 α 及び Lw は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 最大耐力壁線間距離（単位：メートル）

α 次の表の上欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値

右に掲げる場合以外の場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であつて、一階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合	〇・五
	右に掲げる場合以外の場合	一・〇

Lw 告示第千百号第三第一項第一号に規定する単位面積当たりの必要壁量（単位：一平方メートルにつきセンチメートル）

二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十里メートル以上の板材をJIS A五五〇八（くぎ）一〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。

イ・ロ（略）

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（令第四十六條第四項の表一の軸組の種類に掲げるものをいう。以下同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i)（略）

(ii) 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さ）に当該壁の倍率（令第四十六條第四項の表一の倍率の欄に掲げる数値をいう。）を乗じた値をいう。）を有する平面上の線

耐力壁線の配置

耐力壁線の配置	耐力壁線の相互の間隔（単位：メートル）	
	階数が一の建築物	階数が二の建築物
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(ii)に該当する場合	一〇	八・六
右に掲げる場合以外の場合	五	二・二（一階の耐力壁線の(i)に該当するものの直上の二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合は、四・四）

二 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比	
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階 階数が二の建築物の二階
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがハ(ii)に該当する耐力壁線である場合	一・四	一・四
右に掲げる場合以外の場合	〇・七	〇・四

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合にあつては、耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比に次の式によって計算した数値を乗することとする。

$$\beta = 1 - 0.15 \times (H - 3.2)$$

(この式において、 β 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 β 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比に乘する数値
 H 階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離(単位:メートル)

三 床組が前二号に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、小屋ばり組(次に掲げる基準に適合するものに限る。)の軒桁に対して、たるき(JIS A五五〇八(くぎ)一二〇〇五に規定するN五〇を百三十五ミリメートル以上の間隔で二本ずつ用いて、野地板(厚さ十五ミリメートル、幅百八十三ミリメートル以上のものに限る。)を打ち付けるものに限る。以下同じ。)を、その両側面からJIS A五五〇八(くぎ)一二〇〇五に規定するN七五を用いて打ち付けるとともに、当該小屋ばり組の小屋ばりに対して、小屋束を、短ほぞ差し及びかすがい両面打ちにより緊結すること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。

イ〜ハ (略)
 ト 小屋ばり組が接する階の桁行方向の壁率比(告示第千四百第四二号に規定する壁率比をいう。チにおいて同じ。)が〇・五以上であること。

二 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比(以下「アスペクト比」という。)が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	アスペクト比	
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階 階数が二の建築物の二階
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがハ(ii)に該当する場合	一・四	一・四
右に掲げる場合以外の場合	〇・七	〇・四

三 床組が前二号に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、小屋ばり組(次に掲げる基準に適合するものに限る。)の軒桁に対して、たるき(JIS A五五〇八(くぎ)一二〇〇五に規定するN五〇を百三十五ミリメートル以上の間隔で二本ずつ用いて、野地板(厚さ十五ミリメートル、幅百八十三ミリメートル以上のものに限る。)を打ち付けるものに限る。以下同じ。)を、その両側面からJIS A五五〇八(くぎ)一二〇〇五に規定するN七五を用いて打ち付けるとともに、当該小屋ばり組の小屋ばりに対して、小屋束を、短ほぞ差し及びかすがい両面打ちにより緊結すること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。

イ〜ハ (略)
 ト 小屋ばり組が接する階の桁行方向の壁率比(平成十二年建設省告示第千三百五十二号第二号に規定する壁率比をいう。以下同じ。)が〇・五以上であること。

チ 小屋ばり組が接する階のうち張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（リにおいて「側端部分」という。）を除いた部分（以下このチにおいて「内壁部分」という。）の桁行方向の存在壁量（告示第千百号第三項に規定する存在壁量をいう。リにおいて同じ。）が、当該階の必要壁量（同項第一号に規定する必要壁量をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）に次の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となること。

小屋ばりの長さ	内壁部分に必要な桁行方向の壁量の割合			
	階数が一の建築物		階数が二の建築物	
	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合
四メートル以下	0	0	0	0
六メートル以下	0.05	0.15	0.15	0.1
八メートル以下	0.15	0.25	0.25	0.35

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合には、表に掲げる数値に次の式によって計算した数値を加えて得た数値（当該数値が0.5を超える場合には、0.5）を当該階の必要壁量に乘ずることとする。

$$\gamma = (H - 3.2) \times 0.05$$

この式において、 γ 及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ 内壁部分に必要な桁行方向の壁量の割合に加える数値

H 階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（単位：メートル）

チ 小屋ばり組が接する階の、張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下「側端部分」という。）を除いた部分については、存在壁量（その階の桁行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組について、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計をいう。以下同じ。）が、必要壁量（その階の床面積（その階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千二百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に同項の表二に掲げる数値を乗じた数値をいう。以下同じ。）に次の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となること。

小屋ばりの長さ	建築物の桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な壁量の割合			
	階数が一の建築物		階数が二の建築物	
	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合
四メートル以下	0	0	0	0
六メートル以下	0.05	0.15	0.15	0.1
八メートル以下	0.15	0.25	0.25	0.35

附 則
(施行期日)

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

第二条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の廃止

第三条 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が二以下、高さが十二メートル以下及び軒の高さが九メートル以下の木造の建築物（延べ面積が三百平方メートルを超えるものを除く。）については、第一条の規定による改正後の平成二十八年国土交通省告示第千五百四十号、第二条の規定による改正後の平成二十八年国土交通省告示第千五百九十号及び第三条の規定による改正後の平成二十八年国土交通省告示第千五百九十一号に規定する基準にすることとするための設計の変更を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、第一条の規定による改正前の平成二十八年国土交通省告示第千五百四十号、第二条の規定による改正前の平成二十八年国土交通省告示第千五百九十号及び第三条の規定による改正前の平成二十八年国土交通省告示第千五百九十一号並びに附則第二条の規定による廃止前の平成二十八年国土交通省告示第千五百四十一号に規定する基準にすることができる。

(経過措置)